

葛卷町農業委員会
第15回総会議事録

1 日 時 令和7年9月24日(水) 午後1時45分から午後2時51分

2 会 場 複合庁舎くずま〜る まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による報告書の受理について

報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第13号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

4 出席委員

①門 場 政 一 ②久 保 淳 ③藤 森 康 隆

④明 石 義 信 ⑥戸 花 豪 紀 ⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子 ⑨外 平 静 子

5 欠席委員

⑤折 元 大 樹

6 議事録署名委員

⑦山 本 一 英 ⑧星 野 順 子

7 書記（農業委員会事務局）

折 本 誠（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第15回総会を開会します。本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、5番折元委員から欠席の申し出がありましたのでお知らせします。また、11番大蛇推進委員、12番山崎推進委員、13番市村推進委員、14番辰柳推進委員より欠席の申し出がありましたのでお知らせいたします。また16番木戸場推進委員より遅れるとの報告を受けております。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は7番山本委員、8番星野委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月 日	内 容	出 席 者
8月22日	農地パトロール F班（星野～馬場地区）	星野委員、辰柳推進委員、遠藤推進委員、和野
	農地パトロール D班（冬部地区）	久保代理、外平委員、中崎推進委員、和野
8月24日	新農業人フェア inいわて（アイーナ）	木戸場推進委員
8月25日	所有者不明農地関係打合せ（県農業会議） （3階ミーティングスペース）	折本、和野
8月26日	農地パトロール E班（中部A地区）	藤森委員、柳岡推進委員、大蛇推進委員、和野
8月28日	農地パトロール B班（中部B地区）	明石委員、折元委員、山崎推進委員、市村推進委員、和野
8月29日	県農業公社との契約会（4A会議室）	折本
8月30日	第71回町ホルスタイン共進会（チャレンジハウス）	門場会長、明石委員、戸花委員、山本委員、外平委員
9月5日	9月定例会議（議場）	折本
9月8日	9月定例会議（議場）	折本
9月9日	9月定例会議（議場）	折本
9月11日	9月定例会議（議場）	折本
9月12日	9月定例会議（議場）	折本
9月17日	現地確認（町内）	明石委員、山本委員、和野
	第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会・研修会 （～18日）（八幡平ハイツ）	門場会長、久保代理、折本
9月22日	農業者年金基金第44回運営評議会（WEB）	久保代理

議長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番明石委員にお願いします。

4番（明石委員）

現地確認の結果を報告します。

県の森林管理道工事が完了し、仮設事務所、資材等は全て撤去されておりました。以上です。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので以上で報告第4号を終了いたします。

次に、日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局（折本局長）

議案書の5ページをご覧ください。2件の申請がございます。

1番は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●●の畑1筆、2,590㎡を、同地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は6ページから8ページ、申請地の位置図は9ページ、調査書は10ページになります。

2番は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑2筆、計1,376㎡を、同地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。

申請書は11ページから13ページ、申請地の位置図は14ページ、調査書は15ページになります。今回の案件につきましてはお互いの農地を交換するというものでございます。

なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議長（門会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番山本委員にお願いします。

7番（山本委員）

現地確認の結果を報告します。

1番と2番は、どちらも草地として活用されており、交換によって利便性が図られ、許可相当と思われます。以上です。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて、異議なしとすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の16ページをご覧ください。1件の申請がございます。

●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割字●●の田1筆、畑3筆、計4筆、9,242㎡を、同地区の●●●●●●さんに所有権移転（贈与）するものです。申請書は17ページから19ページ、申請地の位置図は20ページから21ページ、調査書は22ページになります。

農地法第3条の規定により、贈与の場合は3つの許可要件がございます。一つ目として、農地の権利を取得しようとする者は、農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。二つ目として、農地の権利を取得しようとする者は、農作業に常時従事（原則、年間150日以上）の農作業従事）すると認められること。三つ目として、地域との調和、この3つの許可要件があります。

今回申請のありました4筆ですが、1筆は自家栽培しておりますが、他の3筆は賃貸借契約されており、所有者以外の方が耕作している状況であります。贈与を受ける場合は、全ての農地を効率的に耕作することが要件でありますので、自家栽培している1筆は許可相当と思われませんが、貸借している3筆について、1年以内に譲受人が耕作する可能性が見込めないことから不許可相当と思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、4番明石委員にお願いします。

4番（明石委員）

現地確認の結果を報告します。

申請のあった4筆のうち3筆が現在2名の方に賃貸借されており、1筆はデントコーン、2筆は牧草が作付けされておりました。この3筆については、賃貸借が継続していること等から譲受人が耕作する見込みがないため不許可相当と思われま

す。残る1筆については、家庭菜園として活用されており許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて、申請のあった4筆中、1筆は許可、3筆は不許可とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、1筆は許可、3筆は不許可とすることといたします。

議長（門場会長）

次に、日程第10、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の23ページをご覧ください。1件の申請がございます。

申請地は、●●第●●地割字●●●の畑2筆、計2,085㎡を太陽光発電施設設置のための用地として所有権移転するものでございます。

譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請書は24ページになります。右側の、4転用の目的に係る事業の資金計画ですが、土地購入費1,400,000円、工事費13,827,332円、総額15,227,332円であります。25ページに事業計画書、26ページに配置図、27ページに位置図と地番図、28ページに農用地利用計画管理図を添付しております。29ページの意見書をご覧ください。4農地転用許可基準からみた意見と理由に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の山崎推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番山本委員にお願いします。

7番（山本委員）

現地確認の結果を報告します。この案件は、太陽光発電設備の設置に伴う永久転用でございます。

申請地は、ここ数年、借り手がなく、不耕作地となっているもので、譲受人が取得のうえ、太陽光発電設備の用地として活用しようとするものです。

近隣住民の同意も得られており、設備の設置による周辺農地及び住民への影響も少ないものと思われま。よって、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

次に、日程第 11、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の 30 ページをご覧ください。1 件の申請がございます。

申請地は、●●第●●地割字●●●の牧場 1 筆、159,528 m²のうち 421 m²ですが、令和 7 年 7 月 1 日に一時転用許可しておりましたが、当初の予定より早く許可となったことにより、許可期間内に事業を遂行できない見込みであることから、期間を延長するものであります。31 ページに変更許可申請書、32 ページから 38 ページに当初の申請書類を添付しております。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 4 番明石委員にお願いします。

4 番（明石委員）

現地確認の結果を報告します。令和 7 年 7 月 1 日に転用許可を受けたもので、工期延長のための変更申請であります。事業完了後は速やかに原状復帰することから農地への影響はないと思われまます。以上です。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり決定することとし、県へ提出いたします。

次に、日程第 12、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の 39 ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

1 番は、●●●地区の●●●さん所有の畑 1 筆、13,184 m²を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

2 番は、●●地区の●●●●さん所有の田 4 筆、畑 3 筆の計 7 筆、10,539 m²を同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

40 ページをご覧ください。

35番は、●●●●地区の●●●●さん所有の畑6筆、計12,024㎡を同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

36番は、●●●●地区の●●●●さん所有の田1筆、畑2筆、計3筆、3,975㎡を同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

37番は、●●●●地区の●●●●さん所有の畑1筆、38,617㎡を●●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。今回37件ございますが、31番の●●●●さん、●●●●さんが新規となり、残りの36件は契約期間満了による更新の内容となります。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第13、議案第6号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号2番の久保会長職務代理者が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（2番 久保会長職務代理者 退席）

議長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は53ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●●●市の●●●●●●さん所有の田1筆、畑3筆、計4筆、2,304㎡を●●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第6号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第6号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。久保会長職務代理者は入室してください。

（2番 久保会長職務代理者 入室）

議 長（門場会長）

次に、日程第14、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号3番の藤森委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（3番 藤森委員 退席）

議 長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は54ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

1番は、●●地区の●●●●さん所有の畑6筆、計54,304㎡を●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

2番は、●●地区の●●●●さん所有の田1筆、畑1筆、計2筆、3,913㎡を●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに、決定いたします。藤森委員は入室してください。

（3番 藤森委員 入室）

議 長（門場会長）

次に、日程第15、議案第8号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号6番の戸花委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（6番 戸花委員 退席）

議 長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は55ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●地区の亡き●●●● 相続人代表 ●●●●さん所有の畑1筆、19,044㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第8号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第8号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。戸花委員は入室してください。

（6番 戸花委員 入室）

議 長（門場会長）

次に、日程第16、議案第9号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局（折本局長）

議案書は56ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●市の亡き●●●●●● 相続人代表 ●●●●●●さん所有の田3筆、畑1筆、計4筆、5,052㎡を●●●●地区の●●●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第9号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第9号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第17、議案第10号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は57ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

1番は、●●地区の●●●●●さん所有の畑4筆、計13,623㎡を同地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

2番は、●●地区の●●●●●さん所有の田1筆、畑1筆、計2筆、3,131㎡を同地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。今回同じ方が2件ございますが、1番については契約の更新、2番については委員会通しから公社通しへ変更するものです。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第10号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第10号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに、決定いたします。

次に、日程第 18、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。

この案件は、座席番号 18 番の外山推進委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

(18 番 外山推進委員 退席)

議 長 (門場会長)

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は 58 ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●県●●●市の●●●さん所有の畑 5 筆、計 16,312 m²を●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 (門場会長)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長 (門場会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (門場会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 (門場会長)

挙手全員です。よって、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに、決定いたします。外山推進委員は入室してください。

(18 番 外山推進委員 入室)

議 長 (門場会長)

次に、日程第 19、議案第 12 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。

この案件は、座席番号 20 番の端坂推進委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

(20 番 端坂推進委員 退席)

議 長 (門場会長)

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は 59 ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●都●●●区の亡き●●●●● 相続人代表 ●●●●●さん所有の畑 1 筆、3,312 m²を●●●地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 12 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第 12 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり異議なしとすることに、決定いたします。端坂推進委員は入室してください。

（20 番 端坂推進委員 入室）

議 長（門場会長）

次に、日程第 20、議案第 13 号、利用状況調査に伴う農地・非農地判断についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 60 ページから 61 ページをご覧ください。

農地・非農地の判断について、今年度 8 月に実施した農地法第 30 条に基づく町内農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより調査した農地のうち、再生利用が困難な農地について判断いただくものでございます。

今回は、●●●地区と●●から●●地区の 2 つの班の分のとなります。残りの 4 班は 10 月総会の予定をしております。

1 番から 29 番まで、農地の所在、台帳地目、面積、所有者を記載しておりますが、調査で判断した地目は、山林や原野となりました。今回の非農地判断については、29 筆、32,175 m²となります。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 13 号、利用状況調査に伴う農地・非農地判断については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第 13 号、利用状況調査に伴う農地・非農地判断については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 15 回総会を閉会いたします。